高松市監查委員告示第14号

財政援助団体等監査結果に基づき,措置を講じた旨の通知があったので,地 方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成23年8月15日

高松市監査委員 吉 田 TF. 己

稔 同 山下

波 多 築 同

同 森 谷 忠 造

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知について

第 1 財政援助団体等監査で指摘した事項に対する措置内容等

対	象	部	課	等	環境部環境総務課		
措	置	通	知	日	平成23年7月7日		
		[改善	鼻を!	要する事項】	【措置された内容】	

運営事業補助金の事務処理を適正

にすべきもの

高松市衛生組合連合会運営事業補 助金等交付申請書に添付されている 収支予算書および同補助事業等実績 報告書に添付されている収支決算書 は、収入の部に補助金額を、支出の部 に運営事業費の総額のみを記載した ものになっており、これらの書類では 当該補助に係る事業計画または事業 実績報告の内容に対応した補助対象 事業の総経費の具体的な収支内訳が 把握できないので,今後は,連合会に 対し、これらの書類における事業総経 費の収支関係の内訳が明確に分かる ものとするよう指導するとともに,こ れに基づき,交付決定の審査や精算確 認を行うなど、適正な事務処理に改め られたい。

運営事業補助金の事務処理につい ては,平成22年度から事業総経費の 収支関係の内訳が明確に分かるもの とし, 交付決定の審査や精算確認を行 うなど, 適正な事務処理に改めた。

対 象 高松市衛生組合連合会 寸 体 措置通知日 平成23年7月7日

【改善を要する事項】

【措置された内容】

河川等清掃事業費補助金の交付額 の認定を適正にすべきもの

高松市衛生組合連合会河川等清掃 事業費補助金は、同補助金交付要綱に 基づき,河川等の清掃事業を実施した 地区衛生組合協議会に交付している が、補助対象事業の実施に要した経費 の確認が行われないまま,補助金請求 書に記載されている請求金額を補助 金の交付額として交付しており, その 支出額の認定の在り方に適正性を欠 いた事務処理になっているので, 今後 は、同協議会に対し、清掃事業実績報 告書に補助事業の収支関係の内訳が 明確に分かる収支決算書などの提出 を求めるよう指導するとともに,これ に基づき補助金の交付額の認定を行 うなど, 適正な事務処理に改められた

河川等清掃事業費補助金の交付額 の認定については、平成19年度から 清掃事業実績報告書に補助事業の収 支関係の内訳が明確に分かる収支決 算書などの提出をするよう指導し,適 正な事務処理に改めた。

旅費の会計処理を適正にすべきも

総会出席者への旅費の支払におい ては, その支給を受ける者から領収印 を徴しないまま, 事務処理をしている ので,今後は,会計処理の透明性・適 正性を確保するため,旅費受領者から 領収印を徴するなど適正な事務処理 に改めるとともに, 事務の簡素・効率 化の観点からの見直しも検討された 11,

旅費の会計処理については、平成 18年度から旅費受領者から領収印 を徴し,適正な事務処理に改めた。

財政援助団体等監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等 第 2

夶 象 寸 体 財団法人高松市花と緑の協会 措置通知日 平成23年6月24日 【意見を付された事項】 【措置された内容】 各種助成事業の実施について

各種緑化推進に係る助成に関し、生 垣設置および環境保全緑化事業では,

生垣設置および環境保全緑化事業 などの助成内容を, 市ホームページや 年間の助成申請件数が少ないものな | 「広報たかまつ」で周知するととも らびに各種緑化および花いっぱい推 進事業では、助成対象団体の事業費の 中で助成金の占める割合が相当低い ものが見られた。

今後においては、助成金交付制度や その留意事項の周知を市民や事業者 などに巾広く行うほか、より効果的な 助成がなされるよう助成対象事業採 択のあり方や助成事業の額・助成率の 設定などの見直しについても検討さ れたい。 に、環境月間に合わせて開催された「環境展」においても、パネル展示やパンフレットの配布を行うなどの啓発活動を実施した。

また,各種緑化および花いっぱい推 進事業については,同事業助成要領の 規定に基づき,緑化または花いっぱい 推進に特に寄与すると認める事業に ついては,事業規範等を勘案して,5 万円を限度(通常は3万円を限度)と して助成するものとした。

対 象	団体	高松市衛生組合連合会

措置通知日平成23年7月7日

【意見を付された事項】

【措置された内容】

「衛生だより」の印刷および視察研 修旅行の契約方法について

高松市衛生組合連合会では、「衛生 だより」の印刷や視察研修旅行の委託 は、特定の1業者と数年にわたり契約 を行い、経済的かつ効果的な運用がの されていないので、今後は、複数もも 門業者から見積書を提出させ、契約 も も も も ることにより経費の節減を図るなど、 経済的かつ効果的な契約方法を検討 されたい。

「衛生だより」の印刷の契約方法については平成20年度から、視察研究の契約方法については平成21年度から、複数の専門業者から見積額を提出させ、最も安価な見積額を提示した業者と契約し、経費の削減を図るなど、経済的かつ効果的な契約方法に改めた。